

騒音規制法の規制対象となる施設(特定施設)

1 金属加工機械 イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。) ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。) ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ホ 機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。) ヘ せん断機(原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。) ト 鍛造機 チ ワイヤフォーミングマシン リ プラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。) ヌ タンブラー ル 切断機(といしを用いるものに限る。)
2 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
3 土石用又は鉱物用の破碎機・摩砕機・ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
4 織機(原動機を用いるものに限る。)
5 建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のものに限る。) ロ アスファルトプラント(混練機の混練重量が200 kg以上のものに限る。)
6 穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
7 木材加工機械 イ ドラムパーカー ロ チッパー(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。) ハ 碎木機 ニ 帯のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの。木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。) ホ 丸のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの。木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。) ヘ かんな盤(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)
8 抄紙機
9 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
10 合成樹脂用射出成形機
11 鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

熊本県生活環境の保全等に関する条例における騒音規制対象となる施設(特定施設)

特定施設	公称能力等
1 石材切断機	
2 セメント製品成型機	建設用資材製造機械に限る。
3 木材加工機械	
イ 帯のご盤	製材用のものにあつては、原動機の定格出力が0.75kW以上15kW未満のもの、木工用のものにあつては、原動機の定格出力が0.75kW以上2.25kW未満のものに限る。
ロ 丸のご盤	同上
ハ かんな盤	原動機の定格出力が0.75kW以上2.25kW未満のものに限る。
4 鋳造型機	ジョルト式を除く。
5 圧縮機	空気圧縮機については、原動機の定格出力が2.25kW以上7.5kW未満のもの、空気圧縮機以外の圧縮機については、原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。
6 送風機	原動機の定格出力が2.25kW以上7.5kW未満のものに限る。
7 クーリングタワー	原動機の定格出力が1.5kW以上のものに限る。
8 バーナ	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当り20ℓ以上のものに限る。
9 脱水機	原動機の定格出力が1.5kW以上のものに限る。
10 段ボール製造機械	

※ 騒音規制法に規定する特定工場等に設置される施設を除く

振動規制法の規制対象となる施設(特定施設)

- (1) 金属加工機械
 - イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
 - ロ 機械プレス
 - ハ せん断機(原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。)
 - ニ 鍛造機
 - ホ ワイヤフォーマリングマシン(原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。)
- (2) 圧縮機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。冷凍機に用いるものは除く)
- (3) 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
- (4) 織機(原動機を用いるものに限る。)
- (5) コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。)
- (6) 木材加工機械
 - イ ドラムパーカー
 - ロ チッパー(原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。)
- (7) 印刷機械(原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。)
- (8) ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。)
- (9) 合成樹脂用射出成形機
- (10) 鋳造型機(ジヨルト式のものに限る。)